

## ② ペットはルールとマナーを守って飼いましょう

ペットを飼うときは動物の習性を正しく理解し、周囲に迷惑かけない「しつけ」と「心くばり」を心掛けましょう。

### 【ペットを捨てないで】

犬や猫などペットは家族の一員です。一度飼うことを決めたら最後まで、責任と愛情を持って飼いましょう。動物の遺棄は犯罪です。捨てることはもちろん迷子になってしまったペットを探さず放置することも絶対にしないでください。

### 【放し飼いはやめましょう】

ペットの放し飼いやふん尿による被害が増えています。放し飼いは危険で無責任な行為です。ペットの粗相は飼い主の責任です。

### 【犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です】

鑑札と注射済票は迷子札になります。必ず首輪に装着しましょう。

### 【繁殖を望まない犬猫の不妊去勢手術は飼い主の責務です】

不幸な命を作らないために繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術を受けましょう。市では飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術の助成を行っていますので、ご利用ください。

問 環境保全課（内線 125） 笠間支所地域課（内線 72115） 岩間支所地域課（内線 73115）

## ③ 不法投棄、無許可の埋め立てにご注意ください

「一時的に資材置場として土地を貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などとうまい話を持ちかけられ、安易に土地を貸した結果、廃棄物の不法投棄や質の悪い土を山積みされてしまうことがあります。不法投棄などのトラブルに巻き込まれないようご注意ください。また、不法投棄の防止や対策には、早期発見、早期対応が最も重要です。

不法投棄、不審な残土埋め立て、野焼きを発見した場合には、通報をお願いします。

不法投棄 110 番 TEL 0120-536-380（いつもみんなでもらなくみはれ）

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※受け付け時間外は笠間警察署まで

問 環境保全課（内線 127） 茨城県廃棄物対策課 TEL 029-301-3033

笠間警察署 TEL 0296-73-0110

## ④ 土地の現況調査を実施します

日時 6 月 11 日（火）～令和 2 年 3 月 31 日（火）

### ○調査目的

3 年に一度の評価替に伴い（次回評価替は令和 3 年）、公平かつ公正な課税を行うことを目的として土地の現況調査を実施します。

### ○調査方法

原則として公道からの視認調査を行いますが、公道から見えない場合は敷地内への立ち入りをする場合があります。

### ○調査員について

調査は市が委託した業者が行います。

調査員は笠間市長が発行した身分証明書を携行しています。

### ○委託業者

国際航業(株) 水戸営業所 TEL 029-221-7251

※調査員のなりすましにご注意ください。今回の調査で、調査員が銀行口座を確認することや、金銭の支払いを求めることなど、調査以外のお願いをすることは決してありません。また、調査のために家屋内への立ち入りをお願いすることはありません。

問 税務課（内線 110）